重要事項説明書

株式会社ニチイケアパレス

ニチイホーム 仲町台Ⅱ番館

TEL: 045-948-2735

有料老人ホーム重要事項説明書

作成日 令和7年7月1日

1 事業主体概要

事業主体名	株式会社ニチイケアパレス				
代表者名	代表取締役 秋山 幸男				
所在地	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地				
電話番号/FAX番号	03-5834-5200/03-3253-3142				
ホームページアドレス	https://www.nichii-carepalace.co.jp/				
設立年月日	昭和39年6月22日				
直近の事業収支決算額 ※1	(収益) 35, 456, 927, 439円 (費用) 32, 879, 537, 471円 (損益) 2, 577, 389, 968円				
会計監査人との契約	無・ 有 (有限責任監査法人トーマツ)				
	・サービス付き高齢者向け住宅				
他の主な事業	・特定施設入居者生活介護				
	·介護予防特定施設入居者生活介護				

^{※1} 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

2 施設概要

施設名		ニチイホーム	ム 仲町台Ⅱ番館			
	類型		1 介護付(一般型・外部サービス利用型) 2 住宅型 3 健康型			
	居住の権利	利形態	1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式			
	入居時の勢	要件	1 自立2 要介護3 要支援・要介護4 自立・要支援・要介護			
施設の類型	介護保険		1 市指定介護保険特定施設 (番号 1473800835、指定年月日 2006年1月1日) 介護専用型・混合型・混合型(外部サービス利用型) 地域密着型・介護予防・介護予防(外部サービス利用型) 2 介護保険在宅サービス利用可			
及び表示事項	居室区分		1 全室個室 (夫婦等居室含む) 2 相部屋あり			
	介護に関す	つる職員体制	2.5:1 以上 要介護認定を受けている方に対して、現在及び将来 にわたって、要介護者2.5人に対して職員1人以上の 割合(年度ごとの平均値)で介護に当たります。これ は介護保険の特定施設入居者生活介護サービスの職 員配置基準(3:1)以上を上回る手厚い体制です。なお 、職員配置基準は、非常勤職員を常勤職員に換算す る方式で行います。また、常時要介護者2.5人に職員 が1人お世話するものではありません。			

		П	4 HH4 > > 40 F	<u></u>				
			1 提携ホーム利用可					
			お客様の申し出により、ニチイケアパレスの運営する。					
			る他の「ニチイホーム」に転居することができます					
100	111.		。転居の際ホーム間で入居金や月額利用料に差額が					
提	携ホームの利		生じる場合には、		· -			
				提携ホー	ムへの転居について」			
			に準じます。		,			
			2 提携ホーム移行	型()			
開設年月日	平成	17年12月10) 目					
施設の管理者氏々	名 吉田	晶						
所在地	神奈	川県横浜市	都筑区勝田南1丁	1−51				
電話番号/FAZ	X番号 045-	948-2735/	045-948-2737					
メールアドレス	hstu	73ro@nichi	i-carepalace.co.j	р				
交通の便 ※3	横浜	市営地下鉄	:「仲町台」駅より往	走歩10分(750m)			
ホームページア	ドレス http	os://www.ni	chii-carepalace.c	o.jp/				
	権利	形態 所有	• 借地					
	(借出	他の場合の契	以約形態) 通常借地	契約・定期・	借地契約			
敷地概要 ※4	(借出	他の場合の契	段約期間) 年	月日~	年 月 日			
	(通常	(通常借地契約における自動更新条項の有無) 無・有						
	敷地	敷地面積 1917.00㎡						
	権利	権利形態 所有 · 借家						
	(借》	(借家の場合の契約形態) 通常借家契約・定期借家契約						
	(借》	(借家の場合の契約期間) 2005年7月11日~2030年7月31日						
	(通常	(通常借家契約における自動更新条項の有無) 無・有						
	建物	建物の構造 鉄筋コンクリート造 地下-階 地上4階建						
建物概要	(耐)	(耐火・準耐火・その他)						
	延床	延床面積 3286.06㎡ (うち有料老人ホーム 3286.06㎡)						
	建築	建築年月日 1991年3月23日建築						
		改築年月日 2005年11月30日改築						
	建築	建築確認の用途指定 有料老人ホーム・その他()						
		4以来に		00.1./	叶人类点头瓜			
	1	総数	93室 定員	93人(一	時介護室を除く)			
	(内詞	尺 <i>)</i> 						
			居室定員	室数	面積			
			個室	93室	$13.02\mathrm{m}^2 \sim 13.50\mathrm{m}^2$			
居室、一時介護	室の概	居室	うち2人定員		$ \overset{\text{m}^2}{\underset{\text{2}}{\text{m}^2}}$ $ \overset{\text{m}^2}{\underset{\text{2}}{\text{m}^2}}$			
要			2人部屋(相部屋)	一室	$ \stackrel{\text{m}^2}{\sim}$ $ \stackrel{\text{m}^2}{\sim}$			
			人部屋(相部屋)	一室	$ \overset{\text{m}^2}{\underset{\text{2}}{\text{m}^2}}$ $ \overset{\text{m}^2}{\underset{\text{2}}{\text{m}^2}}$			
		一時介護	個 室	一室	$ \text{m}^2 \sim \text{m}^2$			
		室	2人部屋(相部屋)	一室	$ \text{m}^2 \sim \text{m}^2$			
			人部屋(相部屋)	一室	$-$ m ² \sim $-$ m ²			

			設置階 1階 (168.73 m²)			
	食堂		※機能訓練室と兼用			
	※ 食事だり	ナでなく日常生活	2階 (54.00㎡)			
	上多目的	内に使用	3階 (27.00㎡)			
			4階 (24.52 m²)			
)/-> c	AR WAS Lifts	設置階 1階 (40.50㎡)			
	浴室	一般浴槽	個人浴槽 4階 (4.00㎡)			
	W	リフト浴	設置階 1 階 (28.01 m²)			
	浴室	ストレッチャー浴	設置階 2 階 (14.28 m²)			
	便所	1	設置箇所 各居室、1~4階に共用			
	洗面設備		設置箇所 各居室、1~4階に共用			
	医務室(健	:康管理室)	設置階 2階 (38.92㎡)			
		/AC [1 - 1 - 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /	※看護・介護職員室と兼用			
共用施設・設備の概要	談話室		設置階 — (— m²)			
(設置箇所、面積、設	応接室		設置階 1階 (13.23 m²)			
備の整備状況等)	事務室		設置階 1階			
	洗濯室		設置階 4階			
	汚物処理3	<u> </u>	設置階 2~4階			
	看護・介護	 矆職員室	設置階 2階 (38.92㎡)			
			※健康管理室と兼用			
	機能訓練室		設置階 1階 (168.73㎡)			
		東だけでなく多目的に	他の共用施設との兼用 無・有 (食堂)			
	使用		_			
	一は事事。仕る	とが1.7振型	シンの (m²)			
		きがい施設	設置階 — (— m²) 設置階 1階 (5.28m²)			
	喫煙室		設置階 1階 (5.28m²)			
	喫煙室 エレベー	- ター※ 5	設置階 1階 (5.28㎡) 2基(うちストレッチャー搬入可 1基)			
	喫煙室	- ター※ 5	設置階 1階 (5.28m²)			
	喫煙室 エレベースプリング	- ター※ 5	設置階 1階 (5.28㎡) 2基(うちストレッチャー搬入可 1基) 設置箇所 全居室、廊下、食堂、			
	喫煙室 エレベースプリング	- タ ー ※ 5 クラー	設置階 1階 (5.28㎡) 2基(うちストレッチャー搬入可 1基) 設置箇所 全居室、廊下、食堂、 機能訓練室等			
	喫煙室 エレベー スプリンク 居室のある	- ター ※ 5 クラー S区域の廊下幅	設置階 1階 (5.28㎡) 2基(うちストレッチャー搬入可 1基) 設置箇所 全居室、廊下、食堂、機能訓練室等 両手すり設置後の有効幅員 (1.1m~1.4 m)			
	喫煙室 エレベー スプリンク 居室のある 消火器	- ター※5 クラー S区域の廊下幅 W知設備	設置階 1階 (5.28㎡) 2基(うちストレッチャー搬入可 1基) 設置箇所 全居室、廊下、食堂、機能訓練室等 両手すり設置後の有効幅員 (1.1m~1.4 m) 無・有			
消防用設備等	喫煙室エレベースプリンク居室のある消火器自動火災幸	- ター※5 クラー 3区域の廊下幅 	設置階 1階 (5.28㎡) 2基(うちストレッチャー搬入可 1基) 設置箇所 全居室、廊下、食堂、機能訓練室等 両手すり設置後の有効幅員 (1.1m~ 1.4 m) 無・有 無・有			
消防用設備等	喫煙室エレベースプリンク居室のある消火器自動火災車報	- ター※5 クラー S区域の廊下幅 	設置階 1階 (5.28㎡) 2基(うちストレッチャー搬入可 1基) 設置箇所 全居室、廊下、食堂、機能訓練室等 両手すり設置後の有効幅員 (1.1m~ 1.4 m) 無・有 無・有 無・有			
消防用設備等	喫煙室エレベースプリング居室のある消火器自動火災車火災通報スプリング防火管理者	- ター※5 クラー S区域の廊下幅 	設置階 1階 (5.28㎡) 2基(うちストレッチャー搬入可 1基) 設置箇所 全居室、廊下、食堂、機能訓練室等 両手すり設置後の有効幅員 (1.1m~ 1.4 m) 無・有 無・有 無・有 無・有			
消防用設備等	喫煙室エレベースプリング居室のある消火器自動火災車火災通報スプリング防火管理者	- ター※5 クラー る区域の廊下幅 W知設備 设備 クラー 皆	設置階 1階 (5.28㎡) 2基(うちストレッチャー搬入可 1基) 設置箇所 全居室、廊下、食堂、機能訓練室等 両手すり設置後の有効幅員 (1.1m~ 1.4 m) 無・有 無・有 無・有 無・有			
消防用設備等	喫煙室エレイン居室のある消動火災報火災リング防災が対外で対り対り対り対り対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し対し<l< td=""><td>- ター※5 クラー る区域の廊下幅 W知設備 设備 クラー 皆</td><td>設置階 1階 (5.28㎡) 2基(うちストレッチャー搬入可 1基) 設置箇所 全居室、廊下、食堂、機能訓練室等 両手すり設置後の有効幅員 (1.1m~ 1.4 m) 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有</td></l<>	- ター※5 クラー る区域の廊下幅 W知設備 设備 クラー 皆	設置階 1階 (5.28㎡) 2基(うちストレッチャー搬入可 1基) 設置箇所 全居室、廊下、食堂、機能訓練室等 両手すり設置後の有効幅員 (1.1m~ 1.4 m) 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有			
消防用設備等	喫煙室エレベースプリンク居室のある消火器自動火災大プリンク防災防災防災計対大次対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対<li< td=""><td>- ター※5 - ター※5 - ター※5 - ター※5 - ター - アー - ター - ター -</td><td>設置階 1階 (5.28㎡) 2基(うちストレッチャー搬入可 1基) 設置箇所 全居室、廊下、食堂、機能訓練室等 両手すり設置後の有効幅員 (1.1m~ 1.4 m) 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有</td></li<>	- ター※5 - ター※5 - ター※5 - ター※5 - ター - アー - ター -	設置階 1階 (5.28㎡) 2基(うちストレッチャー搬入可 1基) 設置箇所 全居室、廊下、食堂、機能訓練室等 両手すり設置後の有効幅員 (1.1m~ 1.4 m) 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有			
消防用設備等	喫煙室エレベースプリンク居室のある消火器自動火災大プリンク防災防災防災計対大次対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対<li< td=""><td>- ター※5 クラー S区域の廊下幅 報知設備 投備 クラー 皆 (水害・土砂災害を 表置等の種類及び設置 及び共用施設(個人</td><td>設置階 1階 (5.28㎡) 2基(うちストレッチャー搬入可 1基) 設置箇所 全居室、廊下、食堂、機能訓練室等 両手すり設置後の有効幅員 (1.1m~ 1.4 m) 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有</td></li<>	- ター※5 クラー S区域の廊下幅 報知設備 投備 クラー 皆 (水害・土砂災害を 表置等の種類及び設置 及び共用施設(個人	設置階 1階 (5.28㎡) 2基(うちストレッチャー搬入可 1基) 設置箇所 全居室、廊下、食堂、機能訓練室等 両手すり設置後の有効幅員 (1.1m~ 1.4 m) 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有			
緊急通報装置等緊急連	関本 マンプログラス 東京 マンプログラス 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東	- ター※ 5 クラー る区域の廊下幅 般知設備 投備 クラー 皆 (水害・土砂災害を 表置等の種類及び設置 及び共用施設(個人 ます。	設置階 1階 (5.28㎡) 2基(うちストレッチャー搬入可 1基) 設置箇所 全居室、廊下、食堂、機能訓練室等 両手すり設置後の有効幅員 (1.1m~ 1.4 m) 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有			
	喫エスス 居消 自 火ス 防防含緊・ を で と で で で で で で で で で で で で で で で で で	- ター※5 - ター※5 - ター※5 - ター※5 - ター※5 - ター※5 - ター ※5 - マー ※5	設置階 1階 (5.28㎡) 2基(うちストレッチャー搬入可 1基) 設置箇所 全居室、廊下、食堂、機能訓練室等 両手すり設置後の有効幅員 (1.1m~ 1.4 m) 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 たうちストレッチャー搬入可 1基) では、機能訓練室等 の手すり設置後の有効幅員 (1.1m~ 1.4 m) かいまいをできます。 までは、一方を表している。 はいまれば、おいまれば、まれば、おいまれば、まれば、おいまれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、			
緊急通報装置等緊急連	関本 マンプラス 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東	- ター※5 クラー 3 区域の廊下幅 昭知設備 投備 クラー 者 (水害・土砂災害を 表置等の種類及び設置 及び共用施設(個人 ます。 の方法・頻度等 で夜間も含み居室を通	設置階 1階 (5.28㎡) 2基(うちストレッチャー搬入可 1基) 設置箇所 全居室、廊下、食堂、機能訓練室等 両手すり設置後の有効幅員 (1.1m~1.4 m) 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・方 無・方 無・方 無・方 無・方 無・方 無・方 無・方			
緊急通報装置等緊急連	要エス 居消自 火ス 防含緊・ 安本 との器 火 通り管計) 通居で 確員用 の器 を ・ ・ で で で で で で で で	- ター※ 5 クラー る区域の廊下幅 般知設備 設備 クラー 皆 (水害・土砂災害を 表置等の種類及び設置 及び共用施設(個人 ます。 の方法・頻度等 でで間も含み居室を通 ででである。	設置階 1階 (5.28㎡) 2基(うちストレッチャー搬入可 1基) 設置箇所 全居室、廊下、食堂、機能訓練室等 両手すり設置後の有効幅員 (1.1m~1.4 m) 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 からから、治療を持ちます。 一カメラを設置しています。			
緊急通報装置等緊急連	喫エス 居消自 火ス防防含緊・ 安・・ 煙レリの器火通り管計) 通居で 窓員用康 銀室い の の の の の の の の の	- ター※5 - アナルのでは、1000のでは、100	設置階 1階 (5.28㎡) 2基(うちストレッチャー搬入可 1基) 設置箇所 全居室、廊下、食堂、機能訓練室等 両手すり設置後の有効幅員 (1.1m~1.4 m) 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・有 無・方 無・方 無・方 無・方 無・方 無・方 無・方 無・方			

同一敷地内の併設施設	
又は事業所等の概要 ※	_
6	
有料老人ホーム事業の	
提携ホーム及び提携内	_
容	

- ※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算すること。
- ※4 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。
- ※5 ここでいうストレッチャーは標準仕様のものとする。
- ※6 同一建物内の施設は全て、営業主体と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合(指定居宅介護支援を含む)は、その種類と番号を記載すること。

3 利用料 ※ 7

(1) 利用料の支払い方式

支払い方式 ※8		前	が払い方式	月扫	公い方式	選	建 択方式	
入院等による不在時におけ る利用料金(月払い)の取り扱 い			減額なし 日割り計算で 不在期間が		以上の場合に	こ限り、	日割り計算で	ご減額
利用料金の改定	条件手続方法	1. 2. 3.	(居契約書 (を ニチイケア/ 費用等に関し ニチイケア/ の自治体が発 等の改正及で 本条第1項の 人に対して、	ペレスは ペレスは ペレスは 表表 で まま で まま で で は に に に に に に に に に に に に に	、入居金の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の	(前あなに数 勘よした))、保証金 のとします。 して、ホー 人件費等、 するものと お客様及び	ム所在地 関連法令 します。

(2) 前払い方式(一時金方式)

費用の支払方法 ※9	 入居金(前払金)は、契約締結日の翌日を起算日として7日以内に弊社指定口座へお振込みください。 但し、契約開始日が契約締結日の翌日を起算日として7日以内に到来する場合には、契約開始日までに支払いください。 ② 月額利用料について ① 当月分の請求書は、前月の15日に発行いたします。 ② 当月分を、前月の27日(当該日が銀行休業日の場合は翌営業日)に自動引落しといたします。 ③ 食事の欠食分の返金は月締めとし、実費負担分との相殺により返金といたします。 ◎ 月額利用料について含まれない実費負担等(「立替規程」に基づくもの)は、月締めとし、翌々月の引落し時に合算して精算いたします。
------------	---

敷金	無 • 有 (円、家賃相当額の	か月分)

法第29条第6項に規定される前払金

◎ 入居金(前払金)

	一時金方式								
居室 タイプ	プラン種別	入居金(非課税)							
	標準プラン(75 歳以上の方)	3, 300, 000 円							
	標準プラン (74 歳の方)	3, 960, 000 円							
個室	標準プラン(73 歳の方)	4, 620, 000 円							
個主	標準プラン (72 歳の方)	5, 280, 000 円							
	標準プラン(71 歳の方)	5, 940, 000 円							
	標準プラン(70歳の方)	6, 600, 000 円							

※年齢は契約開始日時での年齢

◎ 入居金(前払金)の算定の基礎

前払金 (介護費用の前払金を 除く) ◎ 1ヶ月分の前払家賃相当額

1ヶ月の家賃相当額のうち、一部を入居金としてお支払いいただく額となります。

個室 38,500 円 (各年齢共通)

◎ 想定居住期間

想定居住期間は、入居している又は入居することが想定される入居者の入居後の各年経過時点での退去率をもとに、居住継続率が概ね50%となるまでの期間を考慮して、契約開始日時年齢帯毎に下記のとおり定めています。

- ・75歳以上 60ヶ月 (5年)
- ・74歳 72ヶ月 (6年)
- ・73歳 84ヶ月(7年)
- ・72歳 96ヶ月 (8年)
- ・71歳 108ヶ月 (9年)
- ・70歳 120ヶ月(10年)
- ◎ 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額

入居者の入居時の年齢、性別、入居・退去データにより、入居 金(前払金)の30%と定めています。

- ◎ 入居金(前払金)の償却方法
- ① 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(入居金30%の額)は、契約開始日に償却します。

	② 想定居住期間の前払家賃相当額 (入居金 70%の額) は、契約 開始日から想定居住期間満了日まで、1ヶ月分の前払家賃相 当額を毎月償却します。 なお、契約開始日が月途中の場合は、契約開始日の属する月 と想定居住期間満了日の属する月の償却額は、入居契約書に
	定める方法により算出した額を償却します。
想定居住期間又は償却期間	前項のとおり
算定の基礎 (内訳)	専用居室、共用部分の利用のための家賃相当額で、初期投資額、 ご入居者の年齢、平均入居期間を考慮した金額です。

	◎ 想定居住期間の前払家賃相当額(入居金70%の額)は、入居日の翌日から起算して3ヶ月経過後、想定居住期間満了日までに契約が終了した場合には、次のイ又は口により算出した額を返還するものとします。なお、以下において、契約終了日の属する月を「契約終了月」とします。
	イ 契約終了日が月の初日の場合 返還金= (入居金×70%) - {(償却開始月の前払家賃相当額)+ (1ヶ月分の前払家賃相当額 × 償却開始月翌月から契約終 了月前月までの月数)}
	ロ 契約終了日が月の初日でない場合 返還金= (入居金×70%) - [(償却開始月の前払家賃相当額)+ (1ヶ月分の前払家賃相当額 × 償却開始月翌月から契約 終了月前月までの月数)+ {(1ヶ月分の前払家賃相当額 ÷ 30)×(契約終了月の初日から起算して契約終了日の前 日までの日数)}]※1円未満の端数切捨て
解約時の返還金(算定 方法等)	(備考)・ 償却期間終了後の返還金はありません。・ 解約時の返還金は、入居契約終了日及び居室明渡し日のうち、いずれか遅い日の翌日から起算して原則90日以内に返還するものとします。
	◎ 3ヶ月以内の解約の場合 「3ヶ月以内の解約」条項に基づく入居金の返還金の額は、以 下により算出します。
	返還する入居金の額= (受領済みの入居金全額) - (日割家賃※1 × 契約開始日から起算して契約終了日までの日数※2)
	※1 日割家賃=1ヶ月分の前払家賃相当額 ÷ 30(1円未満の端数切捨て)個室 標準プラン(各年齢共通) 1,283円
	※2 契約終了日より居室明け渡し日が遅い場合は、居室明け渡し日までの日数無・有 (990,000円~1,980,000円※)
返還の対象とならない 額の有無	無・同 (990,000円~1,980,000円※) ※契約開始日に償却いたします。 ※金額は契約開始時年齢によって異なります。
初期償却の開始日	契約開始日

介	介護費用の前払金				円 ~	円			
	算定	どの基礎	(内訳)						
		内時の返還 法等)	還金(算定						
		置の対象 &)有無	とならない	無·有(円)			
	初其	関償却の関	開始日						
月	額利	川用料		212,900円					
	年歯	冷に応じた	た金額設定	無·有					
	要介額認		こ応じた金	無・有					
	料	居室	プラン名				内 訳		
	金	タイプ	か	月額利用料	管理費	介護	食 費	光熱	家賃相当額
	プ	7 17	1,1		(非課税)	費用	(税込)	水費	(非課税)
	ラ ン ※ 10	個室	標準 プラン (各年齢共通)	212, 900円	55,000円	0円※	75, 900円	0円	82,000円
			管理費	施設維持管水道、下水			、電気	、ガス、	
			介護費用	[生活サポート費](各年齢共通) 88,000円(うち消費税8,000円) 自立(介護保険給付対象外)のお客様のみにかかる 費用です。入居後、介護保険の要介護又は要支援認 定において「非該当」(自立)と認定されたお客様 にもご負担いただきます。「介護サービス等の一覧 表」に基づくサービスを提供するための人件費。					
	算定根拠 ※11			食費	(食費内訳] ・食 材 費:36,300円(うち消費税等3,300円) ・厨房管理費:39,600円(うち消費税等3,600円) ※3日前までにお申し出いただければ、欠食時には一食あたり次のとおり返金いたします。 ・朝食 319円(うち消費税等29円) ・昼食 484円(うち消費税等44円) ・夕食 407円(うち消費税等37円) ※厨房管理費は、食事部門人件費・管理費、設備・備品代に充当する為欠食があっても返金されません。 ※当ホームでは食事サービス費については全て軽減税率の対象外となります。				
				光熱水費	(管理費に				
				家賃相当額	専用居室、	共用部分	の利用のた	めの費	用です。
				その他	_				

月額利用料に含まれない実 費負担等 ※12	おむつ代、理美容、年2回の定期健康診断、医師の往診・外来受診の医療費(医療保険制度で支給される以外のもの)、レクリエーションに係わる諸費(材料費、遠足等のバスチャーター代・入園費・食費など)、ドライクリーニング代、電話代、放送受信料、その他個人的な支出分、介護保険給付対象外費用。
消費税の対象外とする利用 料等	

特定施設入居者生活介護

(1か月30日の例)

区分	月 額	利用者負担額(1 割の場合)
要介護 1	174, 307 円	17, 431 円
要介護 2	195,854 円	19,586 円
要介護3	218, 366 円	21,837 円
要介護4	239, 270 円	23,927 円
要介護 5	261, 460 円	26, 146 円

各種加算の状況

11 1里/川 另 47 1八 1八			
身体拘束廃止取組の有無	(減算型・基準型)		
退院•退所時連携加算	無・有		
退居時情報提供加算	無・有		
入居継続支援加算	無・有	I II	
生活機能向上連携加算	無・有	I II	
個別機能訓練加算	無・有	I I	
ADL 維持等加算〔申出〕の有無	無・有	I II	
夜間看護体制加算	無・有	I	
若年性認知症入居者受入加算	無・有		
科学的介護推進体制加算	無・有		
協力医療機関連携加算		無・有	
口腔・栄養スクリーニング加算		無・有	
高齢者施設等感染対策向上加 算		無・有	
生産性向上推進体制加算	無・有	I	
看取り介護加算	無・有	I	
認知症専門ケア加算	無・有	I II	
サービス提供体制強化加算	無・有	I II	
介護職員等処遇改善加算	無・有	I	

介護保険に係る利用料 ※13

(適用を受ける場合は、 市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用 者負担の割合に応じた額)

(備考)

実際の利用料は、実際のご利用日数、加算分の適用内容に応じて 決定します。加算分については、施設が基準・要件を満たしてい ない場合は適用になりません。 介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

区分	月 額	利用者負担額(1 割の場合)
要支援1	58,852 円	5,886 円
要支援2	100,660円	10,066 円

各種加算の状況

111年/11377 * * 2 1/1 1/1 1			
身体拘束廃止取組の有無	(減算型・基準型)		
生活機能向上連携加算	無・有	I	
個別機能訓練加算	無・有	I II	
若年性認知症入居者受入加算		無・有	
科学的介護推進体制加算		無・有	
協力医療機関連携加算		無・有	
口腔・栄養スクリーニング加算		無・有	
高齢者施設等感染対策向上加 算		無・有	
生産性向上推進体制加算	無・有	I	
生医性间上性医体制加异		П	
認知症専門ケア加算	無・有	I	
認知延号門グノ加昇	無一有	П	
		I	
サービス提供体制強化加算	無・有	П	
		Ш	
○ ## 10	無・有	I	
介護職員等処遇改善加算		II	

(備考)

実際の利用料は、実際のご利用日数、加算分の適用内容 に応じて決定します。加算分については、施設が基準・ 要件を満たしていない場合は適用になりません。

(3) 月払い方式

. , ,	
	◎ 保証金は、契約締結日の翌日を起算日として7日以内に弊社指定口座
	へお振込みください。
	但し、契約開始日が契約締結日の翌日を起算日として7日以内に到来
	する場合には、契約開始日までに支払いください。
	◎ 月額利用料について
	① 当月分の請求書は、前月の15日に発行いたします。
費用の支払方法	② 当月分を、前月の27日(当該日が銀行休業日の場合は翌営業日)に
※ 9	自動引落しといたします。
	③ 食事の欠食分の返金は月締めとし、実費負担分との相殺により返金
	といたします。
	◎ 月額利用料について含まれない実費負担等(「立替規程」に基づ
	くもの)は、月締めとし、翌々月の引落し時に合算して精算いたしま
	す。
	無・有
敷金	個室 (500,000円、家賃相当額の2.8か月分)

_			1					
			◎ 保証金の使途 お客様の月額利用料その他支払いが滞った場合に備えてお預かり します。					
返	還	Fの保証金の 用料	但し、入 る場合に ② 保証金は、 日から起 ③ 「3ヶ月」	金は、入居契約終了時に返還します。 、入居契約終了時にお客様のニチイケアパレスに対する債務があ合には、保証金からその対当額を相殺するものとします。 金は、契約終了日及び居室明渡し日のうち、いずれか遅い日の翌ら起算して原則90日以内に返還するものとします。 ヶ月以内の解約」条項に基づく保証金の返還は、上記①との手順となります。				
	年齢設定	に応じた金額	無·有					
	要介	- 護状態に応じ :額設定	無·有					
	料					内	 訳	
	金プ	居室タイプ	月額利用料	管理費 (非課税)	介護 費用	食費	管理費 (非課税)	家賃相当額 (非課税)
	ラ ン ※ 10	個室	310,900円	55, 000円	0円※	75, 900円	0円	180,000円
			管理費	施設維持管理費、共用部修繕費、電気、ガス、 水道、下水、環境衛生費等				
			介護費用	「生活サポート費」(各年齢共通) 88,000円(うち消費税8,000円) 自立(介護保険給付対象外)のお客様のみにかかる費用です。入居後、介護保険の要介護又は要支援認定において「非該当」(自立)と認定されたお客様にもご負担いただきます。「介護サービス等の一覧表」に基づくサービスを提供するための人件費。 「食費内訳」・食材費:36,300円(うち消費税等3,300円)・厨房管理費:39,600円(うち消費税等3,600円) ※3日前までにお申し出いただければ、欠食時には一食あたり次のとおり返金いたします。・朝食319円(うち消費税等29円)・昼食484円(うち消費税等44円)・夕食407円(うち消費税等37円) ※厨房管理費は、食事部門人件費・管理費、設備・備品代に充当する為欠食があっても返金されません。 ※当ホームでは食事サービス費については全て軽減税率の対象外となります。 (管理費に含む)			支援認 お客様 の一覧	
		算定根拠 ※11	食費					
			光熱水費					
			家賃相当額					
-		•	•	- 12	_			

	その他
	おむつ代、理美容、年2回の定期健康診断、医師の往診・外来受診の医
月額利用料に含まれ	療費(医療保険制度で支給される以外のもの)、レクリエーションに係わ
ない実費負担等 ※	る諸費(材料費、遠足等のバスチャーター代・入園費・食費など)、ド
12	ライクリーニング代、電話代、放送受信料、その他個人的な支出分、介
	護保険給付対象外費用。
	非課税:入居金(前払金)、保証金、家賃、管理費、介護保険に係る利
消費税の対象外とす	用料
る利用料等	※課税対象の金額は、税率10%(税法により変更あり)
	※表示金額は、総額表示となっております。

特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

区分	月 額	利用者負担額(1 割の場合)
要介護1	174, 307 円	17,431 円
要介護 2	195,854 円	19,586 円
要介護3	218, 366 円	21,837 円
要介護 4	239, 270 円	23, 927 円
要介護 5	261, 460 円	26, 146 円

各種加算の状況

11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
身体拘束廃止取組の有無	(減算	型・基準型)
退院・退所時連携加算		無・有
退居時情報提供加算		無・有
入居継続支援加算	無・有	I
生活機能向上連携加算	無・有	II I
個別機能訓練加算	無・有	I
ADL 維持等加算〔申出〕の有無	無・有	I I
夜間看護体制加算	無・有	I
若年性認知症入居者受入加算		 無・有
科学的介護推進体制加算		無・有
協力医療機関連携加算		無・有
口腔・栄養スクリーニング加算		無・有
高齢者施設等感染対策向上加 算		無・有
生産性向上推進体制加算	無・有	II
看取り介護加算	無・有	II
認知症専門ケア加算	無・有	I
		I
サービス提供体制強化加算	無・有	II
		Ш
介護職員等処遇改善加算	無・有	I
	l	

介護保険に係る利用 料

※13

(適用を受ける場合 は、市区町村から交 付される「介護保険 負担割合証」に記載 された利用者負担の 割合に応じた額)

(備考)

実際の利用料は、実際のご利用日数、加算分の適用内容に応じて決定 します。加算分については、施設が基準・要件を満たしていない場合 は適用になりません。

介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

区 分	月 額	利用者負担額(1 割の場合)
要支援1	58,852 円	5,886 円
要支援2	100,660 円	10,066 円

各種加算の状況

TT性加升 47 1/1/1/1		
身体拘束廃止取組の有無	(減算	型・基準型)
生活機能向上連携加算	無・有	I II
個別機能訓練加算	無・有	I II
若年性認知症入居者受入加算		無・有
科学的介護推進体制加算		無・有
協力医療機関連携加算		無・有
口腔・栄養スクリーニング加算		無・有
高齢者施設等感染対策向上加 算		無・有
生産性向上推進体制加算	無・有	I
認知症専門ケア加算	無・有	I
サービス提供体制強化加算	無・有	I II
介護職員等処遇改善加算	無・有	I

(備考)

実際の利用料は、実際のご利用日数、加算分の適用内容 に応じて決定します。加算分については、施設が基準・ 要件を満たしていない場合は適用になりません。

(4) 共通事項

前払金の返還金の保全措置	無 • 有	措置の内容(株式会社三井住友銀行) 場合の理由(–)
サービスの提供に伴う事故等が 発生した場合の損害賠償保険等)場合の保険名 賠償責任保険
への加入		あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)
短期利用の設定(短期利用特定 施設入居者生活介護の届出があ る)		の場合は 添「短期利用のサービス等の概要」参照

- ※7 消費税を含む総額表示とすること。
- ※8 前払い方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。
- ※9 前払金や月額利用料の請求時期や支払い方法等を記入する。
- ※10 複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。多様なプランがあるときは 別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプランは記載す ること。
- ※11 介護費用は介護保険に係る利用料を除く。 食費が1日単位の場合は、1か月30日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。

光熱水費は当該費用に含まない部分(居室等)の負担がある場合は、その旨記入する。

- ※12 見込まれる総ての項目名を列記すること。
- ※13 個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算、認知症専門ケア加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算を含めて記入する。

4 サービスの内容

(1) サービスの提供方法

入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 3なし
食事の提供	1 自ら実施 2 委託 3なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施 2 委託 3なし
健康管理の供与	1 自ら実施 2 委託 3なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施 2 委託 3なし
生活相談サービス	1 自ら実施 2 委託 3なし

(2) サービス等の内容

(2) サービス等の内容							
月額利用料(介護費用、光熱水	管理費	施設の維持管理・修繕等					
費、家賃相当額を除く)に含ま	食 費	食事(1日3食)の提供・おやつ					
れるサービスの内容・頻度等	その他	-					
(介護予防)特定施設入居者生活							
介護による保険給付及び介護費 用によりホームが提供する介護	別添 介	護サービス等の一覧表による					
サービスの内容・頻度等	·						
月額利用料に含まれない実費負							
担の必要なサービスとその利用	別添 介	護サービス等の一覧表及び管理規程による					
料							
一部又は全部の業務を委託する	調理委託						
場合は委託先及び委託内容 ※	委託先	株式会社LEOC					
14	委託内容	食事(1日3食)・おやつの調理					
	■ ホーム	内の窓口					
		内の窓口 á者・苦情解決責任者					
	窓口担当	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
	窓口担当ホーム	á者・苦情解決責任者					
	窓口担当ホーム	台者・苦情解決責任者 ム長(施設長・管理者) 吉田 晶					
	窓口担当ホークご利用師	名者・苦情解決責任者 本長(施設長・管理者) 吉田 晶 時間 担当者勤務日の午前9時30分~午後5時30分					
苦情解決の体制(相談窓口、責	窓口担当ホークご利用師	6者・苦情解決責任者 4長(施設長・管理者) 吉田 晶 時間 担当者勤務日の午前9時30分~午後5時30分 (但し、事情により即時に対応できない場合があります)					
任者、連絡先、第三者機関の連	窓口担当ホークご利用師	6者・苦情解決責任者 4長(施設長・管理者) 吉田 晶 時間 担当者勤務日の午前9時30分~午後5時30分 (但し、事情により即時に対応できない場合があります) 5法 電話 045-948-2735 面談 電話予約が必要となります。					
	窓口担当 ホープ ご利用町 ご利用力	6者・苦情解決責任者 4長(施設長・管理者) 吉田 晶 時間 担当者勤務日の午前9時30分~午後5時30分 (但し、事情により即時に対応できない場合があります) 5法 電話 045-948-2735 面談 電話予約が必要となります。					
任者、連絡先、第三者機関の連	窓口担当 ぶカ用印 ご利用力 ご利用力 を口担当	6者・苦情解決責任者 本長(施設長・管理者) 吉田 晶 時間 担当者勤務日の午前9時30分~午後5時30分 (但し、事情により即時に対応できない場合があります) が法 電話 045-948-2735 面談 電話予約が必要となります。					
任者、連絡先、第三者機関の連	窓口担当 ぶカ用印 ご利用力 ご利用力 を口担当	着者・苦情解決責任者 本長(施設長・管理者) 吉田 晶 時間 担当者勤務日の午前9時30分~午後5時30分 (但し、事情により即時に対応できない場合があります) が法 電話 045-948-2735 面談 電話予約が必要となります。 窓口 着者 お客様相談室					
任者、連絡先、第三者機関の連	窓のは、一部では、一部では、一川のは、一川のは、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部で	着者・苦情解決責任者 本長(施設長・管理者) 吉田 晶 時間 担当者勤務日の午前9時30分~午後5時30分 (但し、事情により即時に対応できない場合があります) 5法 電話 045-948-2735 面談 電話予約が必要となります。 窓口 4者 お客様相談室 時間 月曜日から金曜日の平日 午前9時~午後5時					
任者、連絡先、第三者機関の連	窓口は出るのでは、一番では、一角では、一角をは、一角をは、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番で	6者・苦情解決責任者 点長(施設長・管理者) 吉田 晶 時間 担当者勤務日の午前9時30分~午後5時30分 (但し、事情により即時に対応できない場合があります) 5法 電話 045-948-2735 面談 電話予約が必要となります。 窓口 6者 お客様相談室 時間 月曜日から金曜日の平日 午前9時~午後5時 (但し、事情により即時に対応できない場合があります)					
任者、連絡先、第三者機関の連	窓 ご 本 窓 ご ご ※ 本 口 利 利 ま の 当 明 ま か れ れ れ れ れ れ れ れ ま れ ま た ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か	6者・苦情解決責任者 点長(施設長・管理者) 吉田 晶 時間 担当者勤務日の午前9時30分~午後5時30分 (但し、事情により即時に対応できない場合があります) 方法 電話 045-948-2735 面談 電話予約が必要となります。 窓口 6者 お客様相談室 時間 月曜日から金曜日の平日 午前9時~午後5時 (但し、事情により即時に対応できない場合があります) 方法 電話 0120-82-6501					

事故発生時の対応 (医療機関等 との連携、家族等への連絡方法 ・説明等)							
事故発生の防止のための指針	無·有						
損害賠償(対応方針及び損害保 険契約の概要等)	ニチイケアパレスは、ニチイケアパレスの責めに帰すべき事由によりお客様の生命、身体、財産又は名誉に損害を発生させた場合には直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに相当因果関係の範囲内の損害を賠償するものとします。但し、お客様にも責めに帰すべき事由が存するときは、賠償額が減額されるものとします。						
公益社団法人全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者基金	協会へのた	加入無・	有				
制度への加入状況	入居者基金への	の加入無・	有				
	 	実施日	令和6年4月15日				
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取		実施内容	運営懇談会にて実施				
組の状況	無						
	備考						
	 有	実施日					
第三者による評価の実施状況	/H	実施内容					
第二年による計価の美地 仏 仏	無						
	備考						
運営懇談会の開催状況 (開催回数、設置者の役職員を 除く参加者数、主な議題等)	開催回数 年2回 (直近の開催) 1)開催年月日 令和6年4月15日 2)施設側出席者数 <u>3名</u> 3)入居者側出席者数 <u>23名</u> 主な議題 ・お客様の状況及び職員体制状況 ・サービス提供状況報告 ・収支状況報告 ・事故発生状況報告 ・顧客満足度調査結果について						

その他

- ※14 施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。
- ※15 施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や公益社団法人全国有料老人ホーム協会など、入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入

5 介護を行う場所等

	詩時(認知症を含む)に介	 入居している居室で介護します。
護を行	う場所	7 (A C C C C C C C C C C C C C C C C C C
	居室から一時介護室へ 移る場合(判断基準・手 続、追加費用の要否、 居室利用権の取扱い等)	一時介護室はありません。 1. ホームは、お客様の日常生活の維持及びホーム運営上、特に
を住み替える場合入居後に居室又は施設	従前の居室から別の居 室へ住み替える場合(同上)	1. ホームは、お客様の日常生活の維持及びホーム連宮上、特に支障があり、特別な配慮が必要であると認められた場合には、お客様の居室を変更することがあるものとします。なお、利用権の対象居室は、当初の居室から変更後の居室に変更となります。この場合、追加費用は発生しないものとします。また個室の一般居室(兼介護居室)のお客様は個室の一般居室(兼介護居室)への変更となります。転室に伴い、構造若しくは仕様の変更、又は当初の居室と比較し面積が増減することがありますが、入居金の償却に関する変更は無く、入居金の返金等の調整及び費用の調整は行わないものとします。 2. ホームは、前項の居室変更の判断に際しては、次に掲げる手続きをとるものとします。 ① 緊急止むを得ない場合を除いて一定の観察期間を設けるものとします。 ② ホームの指定する医師の意見を聴くものとします。 ③ お客様及びその身元引受人等の同意を得るものとします。
	提携ホームへ住み替え る場合(同上)	

6 医療

協力医療機関(又は嘱 託医)の概要及び協力 内容	名 称	成和クリニック				
	診療科目	内科、神経内科				
	所在地	神奈川県横浜市緑区十日市場 816-8 バラハイツ十日市場 101 号				
	距離及び所要時間	ホームまでの距離 約 10km 車で 20 分				
	協力内容	入居者の病状の急変時 において相談対応を行 あり う体制を常時確保				

	診療の求めがあった場 合において診療を行う あり				
	体制を常時確保				
to the	医療法人 AGRIE				
	アグリホームクリニックよこはま				
診療科目	内科・外科・精神科				
所在地	神奈川県横浜市港北区篠原町 1099-8 原ビル 2 階 201				
距離及び所要時間	ホームまでの距離 約 6.9km 車で 23 分				
協力内容	訪問診療、健康指導、 医療相談、適正な医療 あり 機関への紹介 診療の求めがあった場 合において診療を行う あり				
	体制を常時確保				
名称	成和クリニック				
所在地	神奈川県横浜市緑区十日市場816-8 バラハイツ十日市場101号				
名称	医療法人 AGRIE アグリホームクリニックよこはま				
所在地	神奈川県横浜市港北区篠原町 1099-8 原ビル2階201				
名称	医療法人社団コンパス コンパス内科歯科クリニック都筑センター南				
所在地	神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎中央45-14 村田ビル 3F				
距離及び所要時間	ホームまでの距離 約 5km 車で約 15 分				
協力内容	訪問診療				
合、又はその他必要 機関等におい確かつ 機関等は、的確かられ 教急対応がうは、がうける。 教急対応がるは、た り元引受人のとようのと 身元引間中も月きま ・入院期間中も月きます 注1) 協力医療機 含まれます 注2) 入院期間中 使用・変更、	関への入退院、通院にかかる費用はサービスに				
	所在地 野離及び所要 協力内容 名 所 名 所 名 所 名 所 名 所 名 所 名 所 名 所 名 所 名				

7 入居状況等

(令和6年 7月 1日現在)

入居者数及び定員	86人(定員 93人)
	男 性 13人、女 性 73人
入居者の状況	自 立 0人
	要支援 11人 (内訳) 要支援1 4人 要支援2 7人
	(内訳) 要介護 1 29人 要介護 2 13人 要介護 3 16人 要介護 4 8人 要介護 5 9人
平均年齢	89.8歳(男性 89.1歳、女性 89.9歳)

注)介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

8 職員体制

(1)職種別の職員数等

(令和6年 7月 1日現在)

					常勤換算後の		夜間勤務職員数	
			職員数				(17時00分~	備考
			44 貝 剱	(人数	うち自立対応	翌10時00分)	(資格・委託等)
							(最少人数)	
	읱	管理者	1人()				
	셜	上活相談員	1人()	1.0			
	直	直接処遇職員	31人(5人)	29. 7		3人	
		介護職員	28人(5人)	26. 7		3人	
242		看護職員	3人()	3.0			
従業	栈	幾能訓練指導員	1人()	1.0			
業		理学療法士	()				
者の		作業療法士	1人()				
内		その他	()				
訳	計画作成担当者		1人()				(介護支援専門員)
II/	9	E 師	()				(協力医)
	爿	学養 士	()] /			(外部委託)
	訓	問理員	()				(外部委託)
	事務職員 その他職員		2人(1人)				
			5人(5人)				
	合	計	42人(1	1人)	<u>/</u>		3人	

注1) 職員数欄の()内は、非常勤職員数で内数

- 2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入
- 3)機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入
- 4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成 担当者の介護支援専門員資格等を記入

(2) 職員の状況

(2) 職員の状況											
				1 \$	あり	2 なし	_				
foto arra de				1 あ	1 あり						
官	管理者		兼務に係る 資格等		資格等の名称						
				2 な	L						
		看護	職員	介護	職員	生活村	目談員		訓練	計画担当	
		常勤	非常 勤	常勤	非常 勤	常勤	非常 勤	常勤	非常 勤	常勤	非常 勤
	前年度 1 年間の 採用者数			1							
	1年間の 職者数			1	2						
数業	1年未満				1						
数に応じた職員の人数業務に従事した経験年	1 年以上 3 年未満			7							
を事した	3 年以上 5 年未満	1		3	1			1			
 	5 年以上 10 年未満	1		2						1	
数年	10 年以上	1		1 1	3	1					
Î	従業者の健康診断の実施状況					り	2 ts	:L			

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値 ※18
要支援者の人数	12. 6	10.0	12. 3
要介護者の人数	72. 0	74. 7	76. 9
指定基準上の直接処遇職員の人	25. 2	25. 9	26.8
数 ※16	23. 2	25. 9	20. 0
配置している直接処遇職員の人	30. 7	32. 4	29. 7
数 ※17	30. 7	32. 4	29. 1

要支援者・要介護者の合計数人								
に対する配置直接処遇職員の人	2. 4	: 1	2	2.3:1		2.7:1		
数の割合								
	常勤職員の	り次の月勤	務時間	で除し	て算出			
	・28日の月	月=160時	間/月					
常勤換算方法の考え方	・29日の月	月=160時	間/月					
	・30日の月	月=168時	間/月					
	・31日の月=176時間/月							
	介護職員	早番	7:00	\sim	16:00) (A勤)		
		早番	8:00	\sim	17:00) (B勤)		
		日勤	9:00	\sim	18:00	(C勤)		
		遅番]	0:00	\sim	19:00) (D勤)		
従業者の勤務体制の概要		夜勤 1	7:00	\sim	10:00) (F勤)		
	看護職員	早番	:	\sim	:			
		日勤	9:00	\sim	18:00	(C勤)		
		遅番	:	\sim	:			
		夜勤	:	\sim	:			

- ※16 常勤換算後の人数
- ※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。
- ※18 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	人(人)	介護職員実務者研修修了者	1人(人)
介護福祉士	22人(人)	介護職員初任者研修修了者	5人 (人)
介護支援専門員	人(人)	資格なし	人(人)

- 注1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を() に外数で記入する。
- 注2)介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

9 入居・退居等

入居者の条件(年齢 、心身の状況(自立 ・要支援・要介護) 等)	【入居契約書「利用基準」条項より】 ① 原則65歳以上の方 ② 自立及び介護保険要介護又は要支援認定が要介護・要支援の方 ③ 複数入居者による共同生活を営むことに概ね支障がない方 ④ 著しい自傷他害の恐れがない方 ⑤ 当ホーム内で恒常的に医師の治療を受けることを必要としない方 ⑥ 入居契約に定めることを承諾し、ニチイケアパレスの運営方針に賛同できる方 ⑦ 反社会的勢力に該当しない方
身元引受人等の条件 及び義務等	【入居契約書「身元引受人」条項より】 1. お客様は、ニチイケアパレスが承認する身元引受人を一人以上定めるものとします。 2. 前項の身元引受人は、お客様の連帯保証人として、本契約により生ずるお客様のニチイケアパレスに対する一切の債務の履行につき、極

度額として契約開始時の月額利用料の12か月分の範囲内において連帯して保証するとともに、管理規程に定めるところに従い、ホームと協議し、必要な場合には、お客様の身柄を引き取るものとします。

- 3. 身元引受人は、原則としてお客様の配偶者がなることはできないものとします。ただし、身元引受人を複数人定める場合は、そのうちの一人をお客様の配偶者とすることができるものとします。
- 4. ホームは、お客様の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡及び協議等に努めるものとします。
- 5. ホームは、お客様の生活状況、健康状況及びサービスの提供状況等を、定期的に身元引受人に対して連絡するものとします。
- 6. 身元引受人は、お客様が亡くなられた場合の遺体及び遺留金品並びにその他残置物の引き受けを行うものとします。
- 7. ニチイケアパレスは、本条において身元引受人が一人では履行しかねると判断した場合には、複数人の身元引受人を定めることを要求することができるものとします。
- 8. お客様が複数人の身元引受人を定めた場合には、お客様はそのうち の一人を代表身元引受人と定めるものとし、ニチイケアパレスは、 本契約に基づく身元引受人に対する義務を、代表身元引受人に対し て履行すれば足りるものとします。

生活保護受給者の受入れ対応

否 • 可

【入居契約書「契約の終了」条項より】

次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約は、終了するものとします。

- ① お客様が亡くなられた場合 (死亡日を本契約終了日とします)
- ② お客様が入居契約書「お客様による中途解約」条項に基づき本契約を中途解約した場合
- ③ お客様が入居契約書「3ヶ月以内の解約」条項に基づき本契約を解 約した場合
- ④ お客様が入居契約書「お客様による契約解除」条項に基づき本契約を解除した場合

施設又は入居者が入 居契約を解除する場 合の事由及び手続等 ※19 ⑤ ニチイケアパレスが入居契約書「ニチイケアパレスによる契約解除 | 条項に基づき本契約を解除した場合

【入居契約書「お客様による中途解約」条項より】

お客様は、お客様が希望する解約日の30日以上前に、ニチイケアパレスが指定する書面により本契約の解約の意思表示をした場合には、本契約を解約することができるものとします。但し、お客様の希望する解約日が、解約の意思表示の日から30日に満たない場合は、当該所定の書面に記載された届出日の翌日から起算して30日目を本契約の終了日とします。

【入居契約書「お客様による契約解除」条項より】

- 1. お客様は、次に掲げる事由が客観的に存在すると認められた場合には、 直ちに本契約を解除することができるものとします。
- ① ニチイケアパレスが、お客様、そのご家族又は身元引受人に対し、

- 不法行為を行った場合
- ② ニチイケアパレスが、本契約に著しく違反し、お客様に対して重大 な損害を発生させた場合
- ③ ニチイケアパレスが、正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合
- ④ ニチイケアパレスが、破産手続開始の申立、民事再生手続開始の申立 立又は会社更生手続開始の申立をし又は申立を受けた場合
- ⑤ 上記各号の他、本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- 2. お客様は、ニチイケアパレス又はその役員が次の各号のいずれかに 該当した場合、催告することなく、本契約を解除することができる ものとします。
- ① 本契約「反社会的勢力の排除の確認」条項の各号の確約に反する事 実が判明した場合
- ② 本契約締結後にニチイケアパレス自ら又は役員が反社会的勢力に該当する者となった場合

【入居契約書「ニチイケアパレスによる契約解除」条項より】

- 1. ニチイケアパレスは、お客様が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合には、本条第2項に定める規定に従い、本契約を解除することができるものとします。なお、原則としてニチイケアパレスは、お客様及び身元引受人と協議の場を設け、誠実に協議することにより、本契約を解除するか否かを慎重に決定するものとします。
- ① お客様による費用又は料金の支払いが、2ヶ月以上遅延し、催告に もかかわらず、これが支払われない場合
- ② お客様が正当な理由なく本契約「入居金」又は「保証金」条項に定める期日までに入居金又は保証金を支払わなかった場合
- ③ 入居に必要な書類に虚偽の記載をし、又は故意に不利益となる事実を告知しない等の不正手段により、ニチイケアパレスとの信頼関係に支障をきたした場合
- ④ お客様が入居中にホームで対応困難な看護行為が必要になり、かつ ニチイケアパレスが関係法令に基づくホームでの人員体制では対応 が困難であると判断した場合
- ⑤ 病気治療のため病院もしくは診療所等に入院し、6ヶ月を経過して も退院できないことが明らかな場合
- ⑥ お客様が、ホームへ所定の届出をせず、3ヶ月以上の長期にわたってホームを離れることが明らかな場合
- ⑦ お客様又は身元引受人、返還金受取人が、法令又は本契約の条項に 違反しニチイケアパレスが改善の見込みがないと判断した場合
- ⑧ お客様又は身元引受人、返還金受取人が、ニチイケアパレス、その 従業者又は他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つける 恐れがあり、かつニチイケアパレスがこれを防止できないと判断し た場合
- ⑨ 地震等の天災、関係法令の改変、その他止むを得ない事情によって 継続的なホーム運営が困難になった場合
- ⑩ 前各号の他、お客様又は身元引受人とニチイケアパレスとの信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、ニチイケアパレスが適

		⑪ 本契約「反社会的勢」	を継続できないと判断した場合力の排除の確認」条項の各号の確約に反する事					
			は本契約締結後にお客様、身元引受人、返還金 力に該当する者となった場合					
		2. ニチイケアパレスは、i 掲げる手続きを経るも	前項に基づき本契約を解除するためには、次にのとします					
			、第⑦号に基づく解除は、原則として3ヶ月間					
		② 前項第3号乃至第6	号及び第⑧号乃至第⑪号に基づく解除は、催告 に解除することができるものとします。					
		③ お客様の移転先の有案 客様、そのご家族、	無について確認し、移転先がない場合には、お 身元引受人又は関係機関と協議し、移転先の確					
		保について協力するものとします。 ④ 前項第④号の規定に基づく本契約の解除の場合には、前各号の手続きに加え、医師の意見を聴くものとします。						
		自宅等	人					
	SB 1 11 B3	社会福祉施設	人					
	退去先別	医療機関	1人					
	の人数	死亡者	18人					
退去者の前年度に		その他	5人					
去皮上			人					
しのお		 施設側の申出	(解約事由の例)					
退去者の状況	生前解約	地段関ツテロ						
	の状況		6人					
		 入居者側の申出	(解約事由の例)					
			特養への転居、他のニチイホームへの転居					
		1泊2日 11,000円(う	ち消費税等 1,000 円)					
		※ 7 泊 8 日までのご契	別約となります。					
体験入居の	の期間及び	※ 家賃・管理費・食費	貴・介護費が含まれます。					
費用負担等	等	※ 介護保険の適用外サ	ーービスとなります。					
		※ ご利用者個人のおむ	つ代、医療費、嗜好品購入費などは含まれて					
		りません。						
※19 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、 <u>前払金</u> の返還時期等を正確に記								

入

10 情報開示

	重要事項説明書の公開	1 公 開(閲覧・写し交付) 2 非公開
入居希	入居契約書の公開	1 公 開(閲覧・写し交付) 2 非公開
望者等への情	管理規程の公開	1 公 開(閲覧・写し交付) 2 非公開
報開示	財務諸表の公開	1 公 開(閲覧・写し交付) 2 非公開

※20 事業収支計画の公開	1 公 開 (閲覧・ 写し交付) 2 非公開	
---------------	------------------------	--

※20 市指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくとも閲覧であることに留意すること。

11.その他

	高齢者虐待防止対策検討委員会の定 期的な開催	<u></u> 1あり	2 なし
高齢者虐待防 止のための取	指針の整備	1あり	2 なし
組状況	研修の定期的な実施	1あり	2 なし
	担当者の配置	1あり	2 なし
	身体拘束適正化委員会の開催	1あり	2 なし
	指針の整備	1 あり	2 なし
身体拘束等廃	研修の実施	1あり	2 なし
止のための取		1あり	2 なし
組の状況	緊急やむ得ない場合に行う身体拘束 その他の入居者の行動に制限する行 為(身体拘束等)	身体的拘束等を行う場合間、入居者の状況並びにい場合の理由の記録	
		1あり	2 なし
	感染症に関する業務継続計画 (BCP)	1あり	2 なし
業務継続計画	災害に関する業務継続計画 (BCP)	1あり	2 なし
の策定状況等	従業者に対する周知の実施	1あり	2 なし
	定期的な研修の実施	1あり	2 なし
	定期的な訓練の実施	1あり	2 なし
	定期的な見直し	1あり	2 なし

添付書類:別添1「介護サービス等の一覧表」

別添2「短期利用のサービス等の概要」(設定がある場合のみ)

別添3「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表」

契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により 説明を受けました。

年 月 日 <u>署 名</u>

介護サービス等の一覧表

	自 立		要支持	爰1・2	要介記	蒦1∼5	
介護を行う場所	一般居室(氵	兼介護居室)	一般居室(氵	東介護居室)	一般居室(氵	兼介護居室)	
	生活サ ポート費 に含む サービス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サー(介護 費) にに サービ ス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サービス 費 (介に で き か サービス	その都度 徴収する サービス	備考
<介護サービス>							
○巡回							
昼間 9:00~ 18:00	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
夜間 18:00~翌9:00	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○食事介助	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○排泄介助	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○おむつ交換	_	_	適宜対応	_	適宜対応	—	
〇おむつ代	_	実費	_	実費	_	実費	
○入浴							
• 一般浴介助、特浴介助	_	—	週2回	—	週2回	—	
• 清拭	_	_	適宜対応	_	適宜対応	_	
○身辺介助							
• 体位交換	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
・居室からの移動	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
・衣類の着脱	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
・身だしなみ介助	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○機能訓練 (生活リハビリ)	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○通院時の介助							
• 協力医療機関等	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	注1
・協力医療機関等 以外	—	別途費用 負担		別途費用 負担	—	別途費用 負担	注2 注3
○緊急時対応							
・ナースコール	24時間対応	—	24時間対応	—	24時間対応	_	
• 受診	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
<生活サービス>							
○清掃	週2回	—	週2回	—	週2回	—	
○シーツ交換	週1回	—	週1回	—	週1回	—	
○洗濯	週2回	—	週2回	—	週2回		
○居室配膳・下膳	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○理美容	_	実費	_	実費	_	実費	
○買物代行	週1回	—	週1回	—	週1回	—	注4
○介護保険関連の 手続き援助	_	_	適宜対応	_	適宜対応	—	

	自	<u> </u>	要支持	爰1・2	要介記	€1∼5	
	生活サ ポート費 に含む サービス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サービス サー () に サー サー ス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サービス サー () に サービ ス	その都度 徴収する サービス	備考
<健康管理サービス>							
○健康相談	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○定期健康診断 (基本検診項目)	_	年2回 実費	_	年2回 実費	_	年2回 実費	
○健康診断 (基本検診項目以外)	_	実費	_	実費	_	実費	
○生活指導	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○医師の訪問診療	_	月 2 回 実費	_	月2回 実費	_	月2回 実費	
○医師の往診		実費	_	実費	_	実費	
• 救急時対応	_	実費	_	実費	_	実費	注5
○外来受診	_	実費	_	実費	_	実費	
< 入退院時、 入院中のサービス > ○ 入退院時の移動の介助							
• 協力医療機関等	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応		注1
・協力医療機関等 以外	_	別途費用 負担	_	別途費用 負担	_	別途費用 負担	注2 注3
○医療費	_	実費	_	実費	_	実費	
○入院中の洗濯物交換	適宜対応	_	適宜対応	_	適宜対応		注6
<その他サービス>							
○レクリエーション	適宜対応	内容によ り実費	適宜対応	内容によ り実費	適宜対応	内容によ り実費	
○福祉用具		_	適宜対応	内容によ り実費	適宜対応	内容によ り実費	注7

- ※ 自立の方を除き、実際のサービスの内容・頻度・回数は、特定施設サービス計画書(ケア プラン)に基づき提供いたします。
- ※ 上記以外のサービスにつきましては、別途相談とさせていただきます。 実施する場合は、実費又は30分毎に1,650円(うち消費税等150円)あるいはその両方の 費用がかかります。
- 注1) 協力医療機関への通院及び協力医療機関の指示に基づく通院・入退院時の送迎介助 は、 「介護保険サービス費(介護費)に含むサービス」となり、別途の費用負担は発生しません。
- 注2) 協力医療機関等以外の医療機関への通院及び入退院時の送迎介助は、30分毎に1,650円 (うち消費税等150円) とタクシー代・駐車場代等の実費をご負担いただきます。 ただし、車両の使用状況や職員の配置状況により、対応できない場合があります。
- 注3) 「介助」に該当しない運転手のみの送迎サービス (病院、買い物、駅等への送迎) は行って おりません。ご家族で送迎していただくか、公共交通機関・タクシー等をご利用ください。
- 注4) 買い物代行サービスは週に1回、ホームが指定した店舗の取扱商品に限らせていただきます。
- 注5) 急に身体の具合が悪くなった場合は、職員が的確かつ迅速に対応に当たります。 また、状況により医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院ができる ように対応いたします。
- 注6) 衣類(洗濯物)交換、おむつ等備品お届けなど
- 注7) 介護上必要な、標準仕様の車いす・杖・歩行器・エアーマット等についてはホームで準備 させていただきます。特別な希望による福祉用具はお客様の実費負担になります。

短期利用のサービス等の概要

1 サービスの利用期間と内容

利用可能期間	最短3日	~	最長30日	※空室のみ利用可
サービスの内容	添付書類「	介護サ	ービス等の一覧	覧表」のとおり

2 利用料

		お支払いけ	サービス	デ利田の	翌日日本	キでに	ニチィケ	アパレ	
	費用の支払方法	お支払いは、サービスご利用の翌月月末までに、ニチイケアパレスの指定する口座(請求書に記載)へお振込みいただきます。な							
	貝用ツス14714	お、お振込み手数料はお客様のご負担となります。							
	 1日あたりの利用料	5,530円(介)		11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11					
			造体(例列)	TPYIST					
	年齢に応じた金額設定	無・有							
	要介護状態に応じた金額設定	無・有			. [.	-:			
				A	内	訳			
	料金プラン	利用料/日	管理費	介護 費用	食費	光熱 水費	家賃 相当額	その他	
		5,530円	_	_	2,530円	_	3,000円	_	
		管理費	_						
		介護費用	_						
	算定根拠	食費	・食材費 ※厨房管 品代に ※当ホー	朝食 昼食 夕食 理費は食 充当する ムでは食	319円(484円(407円(事部門の <i>)</i> 為欠食があ	うち消費和 うち消費和 うち消費和 (件費・管 かっても返 ス費につ	说等44円)	備・備 せん。	
		儿杰小真	`						
		家賃相当額	3,000円 (非課税) 専用居室と共用部分の利用のための費用						
		その他	_						
おむつ代、理美容、年2回の定期健康診断、医師の 1日あたりの利用料に含ま れない実費負担等 ※ 「大型では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で					の)、レク ヤーター	リエー 代・入			

介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は、市 区町村から交付される「介 護保険負担割合証」に記載 された利用者負担の割合に 応じた額)

○特定施設入居者生活介護

	日 額	利用者負担額 (1割の場合)
要介護 1	5,810円	581円
要介護 2	6, 528円	653円
要介護 3	7, 278円	728円
要介護 4	7, 975円	798円
要介護 5	8,715円	872円

○各種加算の状況

夜間看護体制加算	無・有	I II
生産性向上推進体制加算	無・有	I II
高齢者施設等感染対策向上連 携加算		無・有
+++ U = 1 + 4 = 1 + 4		her La
若年性認知症入居者受入加算		無・有
者年性認知症人居者受人加算 サービス提供体制強化加算	無・有	無・ 国 II III

3 その他

短期利用入居契約書第39条(お客様による中途解約)より

- 1. お客様は、ニチイケアパレスに対していつでも本契約を解約することができます。但し、解約にあたっては、お客様はニチイケアパレスに対し、次に掲げる期限までにニチイケアパレス所定の書面にて解約の申し入れをするものとし、契約期間中の中途解約の場合は、解約日までに居室の明渡しを行うものとします。
 - ① 契約期間の始期日前においては、当該始期日の前日午後4 時まで
 - ② 契約期間中においては、解約する日の午後4時まで
- 2. 前項の解約後においても次の各号に該当する場合は、本契約 「居住費、食費等」の条項に基づき、お客様はニチイケアパレス に対し、その実費費用を支払うものとします。
 - ① 居室の明渡しがなされなかった場合
 - ② お客様が食事をとられた場合
 - ③ その他おむつ代等の費用が発生した場合

利用 (契約) に際しての留 意点、特記事項等

横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表

(本表は、指導指針の「建物の規模及び構造設備」の主な項目について、適合の有無を確認するものです。)

No.	指針項目	設備の有無	適合•不適合	<u>不適合</u> となっている項目についてチェック	備考(代替措置・改善計画等)
1	居室 (一時介護室)		適合	□ 個室ではない(相部屋がある)。 □ 面積が13㎡以上(夫婦等居室は一人当たり10.65㎡以上)ない。 □ 界壁で区分されていない。	
2	食堂	有	適合	□ 機能を十分に発揮し得る適当な広さ有していない。	
3	浴室	有	適合	(居室内に設置していない場合)□全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。(要介護者等を入居対象とする場合)□身体の不自由な者が使用するのに適していない。	
4	便所	有	適合	□ 常夜灯がない。 □ 手すりがない。 (居室内に設置していない場合) □ 居室の近くにない。 □ 全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。	
5	洗面設備	有	適合	(居室内に設置していない場合)□全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。	
6	汚物処理室	有			
7	面談室	有	適合	□ プライバシーの保護に配慮した構造になっていない。	
8	医務室 (健康管理室)	有			
9	看護·介護職員室	有			健康管理室と兼用
10	機能訓練室	有			食堂と兼用
11	談話室	無			
12	洗濯室	有			
13	エレベーター	有			
14	スプリンクラー	有			
15	健康・生きがい 施設	無			
16	緊急通報装置	有	不適合	(未設置箇所)□ 居室□ 一時介護室□ 浴室□ 脱衣室□ 便所	装置のない浴室の使用時には 必ず介護職員が見守り、介助 等を行います。
17	廊下		不適合	② 廊下幅が1.8m(1.4m※)以上ない。 ※すべての居室が個室で、床面積が18㎡以上であって、 かつ、居室内に便所及び洗面設備が設置されている 場合は廊下の有効幅員は1.4m以上とすることができる。	廊下幅:1.1m~1.4m
18	居室等の出入口		適合	□ 引き戸やドアハンドル等を備えていない。	

その他(上	記項目以	外の主な指	針不適合事項)
-------	------	-------	---------

便所について:共用使用の便所が男女別に整備されていません。

看護・介護職員室について:居室のある階ごとに設置していません。また、談話室や廊下ごとに見通すことができる形状となっていません。